

平成29年米子市議会9月定例会議案

平成29年9月1日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
63	損害賠償の額の決定に係る和解について	施 設	<p>法律上、市の義務に属する公務災害による損害賠償の額の決定に係る和解をしようとするもの</p> <p>事件名 平成28年（ワ）第105号 損害賠償請求事件</p> <p>係属裁判所 鳥取地方裁判所</p> <p>相手方（原告） 本市職員</p> <p>事故の概要</p> <p>平成26年3月7日、下水道部中央ポンプ場自家発電室において相手方が「中央ポンプ場自家発電設備改築工事」の業務に従事していた際に、同工事に起因して発生した強大音に相手方が暴露し、相手方に両急性感音性難聴の傷害及び相手方の聴力に後遺障害を負わせたもの</p> <p>和解条項の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 米子市は、原告に対し、解決金として130万円の支払義務があることを認める。 2 米子市は、原告に対し、平成29年10月2日限り、1の金員を支払う。 3 原告は、その余の請求を放棄する。 4 原告と米子市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は、各自の負担とする。
64	米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>国家公務員に係る育児休業等について、再度の育児休業等を行うことができる特別の事情が追加されたことを踏まえ、本市の職員に係る育児休業等についても同様の取扱いとするため、所要の整備を行おうとするもの</p>

			<p>〔改正内容〕</p> <p>再度の育児休業をし、育児休業の期間の再度の延長をし、及びその終了後1年を経過せずに育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、「当該育児休業等に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加することとする。</p>
65	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市民税 固定資産税	<p>地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>I 市民税関係</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとする。</p> <p>II 固定資産税関係</p> <p>1 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の認可を得た者が直接その事業の用に供する家屋及び償却資産については、固定資産税の課税標準を、その価格に2分の1を乗じて得た額とすることとする。</p> <p>2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に政府の補助を受けて整備した事業所内保育事業を実施する施設（特定事業所内保育施設）のうち当該政府の補助に係るものの用に供するための固定資産については、固定資産税の課税標準を、当該政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分に限り、その価格に2分の1を乗じて得た額とすることとする。</p>
66	米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	商工	<p>新たに公営企業としての和田浜工業団地整備事業を実施することに伴い、同事業に係る歳入歳出を整理するための和田浜工業団地整備事業特別会計を設けようとするもの</p>

			〔改正内容〕 新たに和田浜工業団地整備事業特別会計を設置することとする。
67	米子市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	下水道企画	本市の公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営を安定的に継続させるよう、これらの事業の財務会計事務に地方公営企業法の関係規定を適用しようとするもの 〔主な制定内容〕 1 公共下水道事業及び農業集落排水事業を包括して「下水道事業」とし、下水道事業に、地方公営企業法の財務に関する規定を適用することとする。 2 下水道事業の用に供する資産の取得及び処分に関し、予算で定めなければならない場合について定めることとする。 3 下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除に関し、議会の同意を得なければならない場合について定めることとする。 4 下水道事業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関し、議会の議決を要する場合について定めることとする。 5 毎事業年度における下水道事業の業務の状況を説明する書類の作成について定めることとする。 6 下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を廃止することとする。
68	米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について	整備	排水区域外の者による農業集落排水施設の使用の許可、市以外の者が行う農業集落排水施設に関する工事等の承認及び農業集落排水施設に係る排水施設の設置等の許可並びに当該工事等の承認及び排水施設の設置等の許可に係る監督処分等に関する規定を整備しようとするもの 〔主な改正内容〕 1 排水区域外の土地に存する建築物の所有者は、市長の許可を受けて、当該建築物か

			<p>ら生じる汚水を排除するため、農業集落排水施設を使用することができることとする。</p> <p>2 市以外の者は、市長の承認を受けて、農業集落排水施設に関する工事又は農業集落排水施設の維持を行うことができることとする。</p> <p>3 一定の要件に該当する場合を除き、農業集落排水施設に固着して排水施設を設けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならないこととする。</p> <p>4 市長は、2の承認及び3の許可に係る監督処分等を行うことができることとする。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとする。</p> <p>(1) 1の許可を受けないで、排水区域外の土地に存する建築物から生じる汚水を排除するために農業集落排水施設を使用した者</p> <p>(2) 3の許可を受けないで、農業集落排水施設に固着して排水施設を設置した者</p>
69	平成29年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
70	平成29年度米子市下水道事業特別会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙
71	平成29年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙
72	平成29年度米子市和田浜工業団地整備事業特別会計予算	財政	明細別紙
73	平成28年度米子市一般会計等の決算認定について	財政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか8特別会計の決算認定
74	平成28年度米子市水道事業会計の決算認定について	水道局	水道事業会計の決算認定

75	平成28年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水道局	平成28年度水道事業会計剰余金のうち、2億5,925万8,339円を建設改良積立金として処分し及び当年度の補てん財源として使用した後の未処分利益剰余金について同額を資本金に組み入れ、並びに3,440万円を減債積立金として処分しようとするもの
76	平成28年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	水道局	工業用水道事業会計の決算認定
報告14	平成28年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財政	平成28年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・実質公債費比率 13.6% ・将来負担比率 124.8%
報告15	平成28年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財政	平成28年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの ※全ての公営企業（水道事業・工業用水道事業・下水道事業・農業集落排水事業）において、資金不足額は生じていない。
報告16	平成28年度米子市水道事業会計継続費精算報告書について	水道局	継続費に係る事業の継続年度が終了したことについて報告しようとするもの 事業名 配水池設置事業 継続年度 平成22年度から平成28年度まで 全体計画 44億1,459万2,000円 実績 44億1,459万490円 比較 △1,510円

報告 1 7	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	防災安全	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成29年 8 月 1 日</p> <p>損害賠償額 13万5,441円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>過失割合 米子市10割</p> <p>事故の概要</p> <p>平成29年 6 月11日、米子市消防団河崎分団の団員が米子市河崎公民館駐車場内に設置されている消防ホースの乾燥柱に手動ウインチを使用して消防ホースを巻き上げていた際、手動ウインチのストッパーが破損して巻き上げていた消防ホースが落下した。同時に手動ウインチのハンドルが回転しながら外れて飛び、これが相手方所有の軽乗用自動車に当たり、車体の一部を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 1 8	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	収 税	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 平成29年 8 月14日</p> <p>損害賠償額 7万2,410円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>過失割合 米子市 2割・相手方 8割</p> <p>事故の概要</p> <p>平成29年 7 月 7 日、総務部所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）で一般国道 9 号を走行し、信号機の表示する信号に従い交差点を直進により通過しようとしたところ、同国道の対向車線を走行していた相手方の配偶者が運転する相手方所有の小型乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）が右折により当該交差点の市自動車が走行していた車線に進入して市自動車の前方を横切ろうとしたため、相手方自動車の前部が市自動車の前部バンパーの右側に接触し、これらの部分が損傷したもの。人身</p>

			事故なし。															
報告19	米子市債権管理条例に基づく水道事業に係る非強制徴収債権等の放棄について	行政経営	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより水道事業に係る非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">平成29年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>698</td> <td>2,062,530円</td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td>5</td> <td>50,174円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>703</td> <td>2,112,704円</td> </tr> </table>	平成29年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種類	件数	金額	水道料金	698	2,062,530円	修繕工事費	5	50,174円	合計	703	2,112,704円
平成29年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																		
種類	件数	金額																
水道料金	698	2,062,530円																
修繕工事費	5	50,174円																
合計	703	2,112,704円																

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	防災安全	
	工事請負契約の締結について	建築住宅	
諮問	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	任期满了による 2人